

「警察としても、健全化に向けた様々な業界の取組、努力を無にすることなく、可能な限りサポートを。違法営業者のやり得、遵法営業者の損がないよう、違法営業に対しては、一切手を緩めることなく厳正に対処」

一般社団法人余暇環境整備推進協議会における行政講話

平成23年11月14日、於東京国際フォーラム

警察庁生活安全局保安課課長補佐の玉川です。本日は、一般社団法人余暇環境整備推進協議会の平成23年度秋季セミナーにお招きいただき、ありがとうございます。皆様には、平素より警察行政の各般にわたり深い御理解と御協力をいただいており、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、貴協議会には、本年5月の総会の席にもお招きいただき、東日本大震災に伴う節電対策を始め、ぱちんこ営業に係る当面の課題についてお話ししたと記憶しております。その際に一部触れましたが、その後私どもでは、ぱちんこ営業について、広告・宣伝規制及び営業所の構造・設備規制の運用方針の明確化、児童の車内放置事案防止対策、適切な賞品提供の徹底等の、様々な取組を進めてまいりました。

本日は、前回と重複する部分もありますが、一担当者として、前回よりやや細かく、思うところをお話したいと思います。

なお、意見にわたる部分は、飽くまで私見にすぎないことをお断りしておきます。

「節電対策など、業界一丸での社会に向けた努力の積み重ねが、業界に対する信頼を生み、ぱちんこが真の大衆娯楽として遊技をしない人々からもその存在感を前向きに評価されることにつながる」

まずは、「東日本大震災に伴う節電対応」に関してお話しします。

貴協議会を含むホール5団体では、平成23年東北地方太平洋沖地震の発生直後から、ネオンサインの可能な限りの消灯等を通じた節電対策を迅速に講じられるとともに、本年7月から9月までの3か月にわたり、東北電力及び東京電力管内を中心に輪番休業を実行され、節電に努められました。このうち、東北電力及び東京電力管内における節電結果については、9月分については速報値とのことであります。7月から9月までのどの月についても、業界として、政府が要請した節電目標を大きく上回る実績を残されたとうかがっております。

5月の総会や6月に行われたホール5団体主催の節電説明会にお招きいただいた際、私からは、「業界の節電目標は、達成されて初めて社会的評価と社会的結果を生むものです。」と御説明しましたが、ぱちんこ業界の皆様は、節電目標について、単なる「業界内部の約束」というものを超えた、「業界が社会に向けた約束」と捉え、真摯に取り組み、大きな成果を上げられたものであり、政府の一員として、改めて御礼申し上げます。ごく一部に、輪番休業の決議に従わなかつた企業があったことは、今後、節電に

限らず、ぱちんこ営業の健全化に向けて業界が統一的な行動を取るに当たって、「皆がちゃんと従うのか。」と疑心暗鬼を生じさせかねない先例となるおそれがあるという点で残念に思っておりますが、他方で、このように業界一丸となって社会に向けた努力を積み重ねることは、業界に対する信頼を生み、ぱちんこが真の大衆娯楽として、遊技をしない人々からもその存在感を前向きに評価されることにつながるのではないかと思っております。

なお、この冬、また来夏に向けた節電については、別途お願いさせていただくことと思いますが、節電を、単に「ある日のある時間だけ電気を節約すること」と捉えるのではなく、ぱちんこ営業における電力使用の在り方にいまだ批判があることを踏まえ、世間一般的の見方を踏まえて、考え直す機会と捉えていただきたいと思います。

「規制の強化」では全くない、広告・宣伝規制運用方針の明確化を通じて『風営法についての理解』が業界にとってまだまだ足りていないと強く実感。広告・宣伝規制への意識が低かった証左であり、誠に残念

次に、「広告・宣伝規制の運用方針の明確化」に関してお話しします。

広告・宣伝規制の運用方針の明確化を通じて、まず強く感じたことが、「風営法についての理解」が業界にとってまだまだ足りていないのではないかということです。

ぱちんこ営業は、風営法の中で許可を受けて営まれるものでありますから、無許可で一般人が営業することはできません。つまり、風営法に定める要件をクリアする営業者が、風営法に定める要件をクリアする営業所施設において、風営法に定める各種の規制に従って営業することで、初めて合法に営業を営むことができるのです。つまり、風営法を遵守しない限り、本来は禁止された営業ですので、法を遵守しなければならないという社会的要請は極めて強いわけです。よって、営業者にとって、風営法は、顧問弁護士やコンサルタント等に任せなければよいという遠い世界のルールではなく、自らその内容と趣旨をよく理解していないと、善良の風俗だけでなく自らをも危うくするという重要なものです。

先般の広告・宣伝規制の運用方針の明確化について、業界関係者の発言や業界紙の報道のほとんどで、これを「規制強化」と称しています。しかし、広告・宣伝規制は、昭和59年に風営法が大改正されて以来一貫して法律に明記されている規制であり、また、広告・宣伝規制の運用方針という



警察庁生活安全局保安課
玉川 達也 課長補佐

は、今を去ること9年前の平成14年10月に一度、業界にも通知されていて、そこでも、今回新規で規制対象となったと騒がれた「闇語」や「入賞を容易にした遊技機の設置をうかがわせる表示」、すなわちいわゆる出玉系イベントの告知は、既に規制の対象であることが明記されていました。つまり、前々からこれらは違法であることが業界には周知されていたわけであり、今回の通知では、以前から規制対象となっていたものを、再度、規制対象であるとお示ししたにすぎないのです。

したがって、先ほどから申し上げているように、「規制の運用方針の明確化」であって、「規制の強化」では全くないところ、「規制が強化された」と話す営業者は、逆に言えば「平成14年通知を無視して、これまで違法広告をし続けてきた。」と公言しているようなものであるのですが、このような声が至る所で、また、業界紙のほとんどにおいてみられるということは、いかにこれまでぱちんこ業界関係者の間で、広告・宣伝規制についての意識が低かったかというとの証左であり、誠に残念に思っています。

また、広告・宣伝規制について付言しますと、業界宛て通知文書を出したのは6月22日のことでしたが、種々の事情を鑑みて、行政処分を行うのは基本的に8月1日以降として全国で運用を開始しました。しかしながら、6月に通知しているにも関わらず、「広告・宣伝の中身を変えなければならない。」という動きが出てきたのは7月下旬に入ってきたからでした。加えて、普通に考えれば、8月1日に向けて、風営法に抵触するような広告・宣伝は減っていくものと思うのですが、実際は、7月31日ぎりぎりまで、又は8月1日を過ぎて現在に至っても、各地で警察から指導されるまで著しく射幸心をそそるおそれのある広告・宣伝が続けており愕然としました。

先般、ホール5団体代表者会議の席にお邪魔し、飽くまで一例にすぎないと申し上げた上で悪質な広告・宣伝の具体例を挙げ、広告・宣伝規制の遵守に向けた助言を行いました。一部では、その際に挙げた3つの例に限定して悪質性を指摘したかのように捉えられている向きもありますが、飽くまでこれらは一例に過ぎず、悪質な広告・宣伝は、このほかにも依然として全国から

当庁に報告が上がってきております。ここで細かな例を挙げることはしませんが、事実の告知を悪用したり、総付景品等の配布に殊更脱法的な意味を持たせるようにして、いまだに警察の出方を見ながらできるだけ脱法的な表現方法を探そうとする営業者等の動きがあることは誠に遺憾であります。

『どこまでの表現が許されるのか分からぬ』という声を見聞きするが、結局法の網をかいくぐろうと意図することで『白か黒か』を判断する必要に迫られ、本来存在しないはずのグレーゾーンを生み出そうと苦慮している

広告・宣伝規制の運用方針の明確化は、大手新聞にも取り上げられるほどであり、遊技をしない人も含め、社会の耳目を大いにを集めているものです。社会的に、業界のモラルとコンプライアンスに向けた姿勢が問われる事態となっていることに、一つ一つのぱちんこ店の営業者だけでなく、広告・宣伝の実務を担当する従業員までが、きちんと気付く必要があります。また、営業者である皆様には、自社のぱちんこ店における広告・宣伝の実態によくよく目を向け、それが自社の社会的評価にも結びつくものであるという観点から、店長を始め担当者への御指導にも配意していただきたいと思います。

広告・宣伝規制については、私白身は極めてクリアな基準で運用できていると思っておりますが、「どこまでの表現が許されるのか分からぬ」という声を見聞きすることがあります。これは、結局、法の網をかいくぐろうと意図することで、どこまでが黒で、どこからが白かを判断する必要に迫られ、結果として、本来存在しないはずのグレーゾーンというものを生み出そうと苦慮しているということではないでしょうか。しかし、そのようなことが続けば、警察の擬律判断の一連性をかえって書するおそれが生じかねず、結果として業界にとって不利益になるのではないかと思います。

なお、一部では「事実の告知であれば、何でも許される。」という解釈が流布しているようですが、全くの誤りであると指摘しておきたいと思います。それは、事実の告知であっても、それを悪用して遊技客に入賞を容易にした遊技機の設置等をうかがわせる場合は、著しく客の射幸心をそそるおそれがあると判断されるからです。このような例は最近特に見られるところですが、こうしたいたちごっこのような状況が続くのであれば、違法営業者の間にも不満が蓄積することになるでしょうし、我々にとつても、業界に対する信頼感が大きく損なわれることになるでしょう。

今までの広告・宣伝では、他店との競争を意識して互いにあり広告をエスカレートさせ、法令の定めだけでなく、遊技客の目線をも置き去りにしていたのではないかと思われますが、このような競争の先にあつたものは、いたずらな広告・宣伝費用の浪費と遊技客における不信感の増大だったのではなかつたでしょうか。

ただ、最近になり、今回の広告・宣伝規制の運用方針の明確化について、これを肯定的に捉える声を見聞きするようになつてきました。このように、風営法に照らし、業界の現状を冷静に捉える視点が広く共有されていくことで、業界の健全化が進むことを期待しております。そして、広告・宣伝規制に限らず、自分たちの営業に係る憲法ともいべき風営法への理解を、もっと業界全体で深めていかれるべきであると強く思っており、各地域において、皆様が周囲の営業者を交え、風営法について更なる理解を得るための議論を深めていかれることを期待しております。

「一つの店舗内の同一賞品について、対応する遊技機や遊技メダルの数量に差が生じるというのは、筋の通らない話。それら不適切な提供行為が一部において常態化、その実態を慣習的に受け止める業界文化が大衆娯楽のあるべき姿から大きくかい離」

次に、「いわゆる等価交換規制の遵守の徹底」についてお話しします。

ぱちんこ営業は、客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業でありますことから、その営業の態様いかんによつては、客の射幸心を著しくそそるおそれがあるばかりでなく、賭博罪に該当する場合も生じ得ることにもなるので、これらを未然に防止し、善良の風俗等を保持するため、様々な規制が設けられています。このうち、いわゆる等価交換規制についても、この趣旨に基づいて設けられている規制であり、これに反する賞品提供については、ぱちんこが大衆娯楽としての「遊技」というものから逸脱しかねない極めて重大な違法行為です。

ぱちんこ営業の実態を把握する中で、同じ賞品でありながら、遊技球の数量に対応する金額と遊技メダルの数量に対応する金額との間に差異が設けられていたり、遊技料金により遊技球及び遊技メダルの数量に対応する金額に差異が設けられているなど、等価交換規制に抵触しているのでは、と思われる話を聞くことがあります。賞品は市場で流通するものでありますので、その価格に一定の幅があることはあり得るとしても、一つの店舗内の同一の賞品について、対応する遊技球や遊技メダルの数量に差が生じるというのは、筋の通らない話となります。このように不適切な提供行為が一部において常態化し、そのような実態を半ば慣習的に受け止める業界文化が根強く存在し続けるようであれば、大衆娯楽としてのあるべき姿から大きくかい離すこととなると考えておりますし、違法営業者の間だけでなく遊技客の間にも不公平感を生む結果になり、社会的信頼の喪失だけでなく遊技客全体の減少にもつながるのではないかでしょうか。

なお、一部では、等価交換という文言に、別の意味を持たせて用いている実態があるようですが、風営法における等価交換とは、先月6日付けでホール5団体に通知した文書に記載されているとおりであり、重要な

のは、ぱちんこ店における賞品提供は、いかなる賞品であっても、この規制に従わなければならず、ぱちんこ営業が遊技として存在する上で、例外は一切存在しないということです。ホール5団体に通知した文書には、等価交換規制に抵触する賞品提供方法として3つの例を示しておりますが、これらは飽くまで例示にすぎないということをよく御理解いただき、自らの店舗において、等価交換規制を誤解なく遵守していただきたいと思います。

「等価交換規制がぱちんこ営業の根底をなす重要な規制の一つである以上、計数機の正確な計測を確保することは、ぱちんこ営業者の重要な責務。中古機流通では自店舗から搬出される際と自店舗に搬入される際に点検確認を行う遊技機取扱主任者の身分確認と遊技機点検作業時の立ち会い確認を徹底」

次に、「計数機の点検の実施」についてお話しします。

ぱちんこ営業において、獲得した遊技球等を「遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額と等価の物品」と交換しなければならないとする等価交換規制を遵守するためには、計数機が「遊技の結果として表示された遊技球等の数量」を正確に計測できなければなりません。

一般社団法人遊技産業健全化推進機構によりますと、本年4月から実施している計数機検査において、異常な計測結果となる事案が続発しているとのことであり、その原因については、主として長期間にわたりメンテナンスを行っていないことと推測しております。

計数機の計測が事実と異なるものとなれば、それが不正改造に起因するものであれ、メンテナンスの怠慢に起因するものであれ、遊技客から見れば、被害を受けることになるのは変わりありません。遊技客は遊技の結果に信頼を置けなくなり、大衆娯楽の地位を大きく損なうことになりますねと考えます。

先ほど申し上げたとおり等価交換規制が、ぱちんこ営業の根底を成す重要な規制の一つである以上、計数機の正確な計測を確保することは、ぱちんこ営業者の重要な責務であって、決してなおざりにしてよいことではないことをよく御認識いただき、計数機の定期的な点検確認を行っていただけようお願いいたします。

次に、「中古機流通制度におけるぱちんこ営業者の責務の徹底」についてお話しします。

中古遊技機の流通過程における「型式の同一性の確保」と「責任の所在の明確化」を図るため、昨年6月から、点検確認後の遊技機の保全措置や遊技機の厳格な受渡し等がルール化されております。この新制度により、中古機の流通過程におけるセキュリティは、以前に比べて格段に向上したものと認識しています。

しかしながら、この新制度によるセキュリティレベルを維持するためには、制度を

中古遊技機流通健全化要綱という形で文字に落とせば足りるものではなく、その運用にこそ意を尽くす必要があります。

先日、大阪府警察が検挙した遊技機不正改造事件については、不正改造された遊技機を、型式に属する遊技機であると偽って、府公安委員会の変更承認を受けてホールに設置したものであり、その変更承認申請に用いられた保証書は、保証書の作成資格のない者が、作成資格のある者から遊技機の点検確認等に必要な機器を借り受けて有資格者になりますまし、点検確認自体も形式的に済ませて作成したものとの報告を受けております。こうした取扱いは、中古機流通制度への信頼を根底から覆す重大な不正行為であり、このような取扱いがもし横行するようであれば、全国で流通する中古遊技機について、型式との同一性に疑念を抱かせかねないこととなります。

こうした事案を防止し、現在の中古機流通制度を信頼の置ける制度として維持していくためには、ぱちんこ営業者においても、自らがこの制度の一翼を担う者であるという意識を強く持ち、その責務をきちんと果たさなければなりません。つまり、中古機流通制度の導入の目的が「型式の同一性の確保」と「責任の所在の明確化」であるところ、遊技機が自店舗から搬出される際と自店舗に搬入される際のそれまで、点検確認を行う遊技機取扱主任者の身分確認と遊技機点検作業時の立会確認を徹底していただくようお願いいたします。

「総付景品等の提供に関しては『ガイドライン』に反する方法により提供する場合、その態様によっては風営法違反として取締りの対象となることにご留意いただきたい。暴力団排除活動については引き続き細心の注意を払っていただき、社会一体となった暴力団排除にご協力を」

次に「総付景品等の提供に関するガイドラインの遵守」についてお話しします。

6月に広告・宣伝規制等に係る新たな運用方針を業界にお示しするに当たって、集客を目的として景品を提供する行為が過激化しないように、ガイドラインの策定等の工夫をお願いしておりますところ、先月、貴協議会を含むホール5団体は、「総付景品等の提供に関するガイドライン」について合意に至り、今月から施行されたものと承知しております。当庁の要請に応え、議論をまとめて業界共通のガイドラインを作成されたホール5団体の御努力に敬意を表したいと思います。

このガイドラインは、業界の自主規制ではありますが、その前文を見ますと、ぱちんこ店における総付景品等の提供行為が、著しく射幸心をそそるおそれのある行為とならないものとするために作成されたものと明記されており、逆に言えば、ガイドラインに反する提供行為は、著しく射幸心をそそりかねないものであるという認識をホール5団体で共有されていることと推察

しております。

総付景品等の提供が集客ツールとして注目されつつある中、総付景品等の提供に当たっては、不当景品類及び不当表示防止法だけでなく、風営法の各種規制に抵触しないようになされなければならないという基本的な認識が、ぱちんこ業界の隅々にまで伝わり、理解されることが必要であると思われます。

警察としては、このガイドラインの現時点の内容については、風営法の各種規制を担保するに十分なものであって、一定の合理性も認められることから、指導取締りに際しても、風営法の目的に照らし妥当な範囲内において尊重されるべきものと考えておりますが、それだけに、ぱちんこ業界の皆様には、ガイドラインに反する方法により総付景品等を提供する場合、その態様によっては、風営法違反として取締りの対象となることに御留意いただきたいと思いますし、貴協議会におかれましては、このガイドラインが今後時間がたつても形骸化することのないよう、引き続き広報啓発や指導に努めていただきますようお願ひいたします。

次に、「暴力団排除活動の推進」についてお話しします。

現在、暴力団構成員等に対する利益供与の規制等を内容とする暴力団排除条例が全国で制定されるなど、各地で暴力団排除の気運がこれまでになく高まっており、暴力団の壊滅に向けた環境が整いつつあります。

警察は、この機会に、関係機関や各業界団体と連携を強化して、公共事業や各種業・取引からの暴力団関係企業・共生者の排除を進めるほか、暴力団との関係遮断に向けた各業界や事業者の取組を支援していくことをとしております。

暴力団は、警察の取締りを免れるため、組織実態を隠ぺいする動きを強めるとともに、活動面においても企業活動を装うなどしています。とりわけ、最近の暴力団には、暴力団関係企業や共生者を利用して資金獲得を行う傾向があります。

暴力団がなくならないのは、相手が暴力団であることを知りながら、取引に応じたり利益を提供する事業者等が少なくなったのであると思われます。社会から暴力団を排除するためには、事業者等が、暴力団と交際しない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない、という原則を徹底し、縁を切っていただくことが必要であり、ぱちんこ業界の皆様にも、引き続き、暴力団との関係を持たないよう、営業活動に際しては細心の注意を払っていただき、社会一体となった暴力団排除に御協力いただきますようお願ひいたします。

「業界のイメージアップへ違法営業と平行して、のめり込み対策やエコ対策、また児童の車内放置防止や災害時等での避難場所提供など取組や活動をもっと地道にアピールしてはどうか…」

次に、「業界のイメージアップ」についてお話しします。

本日のセミナーのテーマは「遊技業界と地域社会との関わり方について」と承知しておりますが、東日本大震災後にぱちんこ営業に対して様々な批判が起つたことを踏まえれば、ぱちんこ業界が、社会における立ち位置を再確認し、大衆娯楽としてどうあるべきかを考える上で、誠に時宜にかなったテーマであり、正に貴協議会の名称にあるように、「余暇環境の整備を推進」する上で、地域社会との関係を極めて重視しておられることが大いに感じられます。

地域社会との関係については、しあわせ、ぱちんこ業界の関係者から、

「ぱちんこは、いまだに世間の、あるいは地域住民の理解を得られていない。世間から正当な評価を得ていない」といった話を聞きます。この点については、業界として、のめり込み対策、例えば、児童の車内放置を防止すべく、駐車場の定期的な巡回を実施したり、駐車場に子連れ車両は入れないという広報啓発を実施したり、あるいは、ぱちんこ依存問題相談機関である特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワークを設立するなどの取組を実施していると承知しております。また、のめり込み問題のほかにも、エコ対策に取り組んだり、災害時においてぱちんこ店の駐車場を地域住民の避難場所として提供するといった活動も聞くところですが、違法営業と並行して、こういった活動を行っていることをもっと地道にアピールして、ぱちんこ業界についての理解を広げられてはいかがでしょうか。方法はいろいろあるかと思いますが、遊技客に向け射幸性を重点に置いた宣伝ばかりをするのではなく、地域に溶け込むためのアピールに積極的に目を向けてよいのだけだと思います。

広告・宣伝や賞品提供の在り方についても全く同じことがいえるのですが、それが法に抵触しかねないものであれ、他のぱちんこ店と同じことをしないと損をするかもしれないという思考は、ぱちんこ営業が社会の中で大衆娯楽として受容され、健全に存続していく上で、もはや完全に改める時期に来ていると思っています。

最後になりますが、警察としても、健全化に向けた様々な取組をされている皆様の努力を無にすることなく、業界の健全化のために、可能な限りお手伝いしていきたいと考えています。また、違法営業者にやり得をさせて、違法営業者が損をすることのないよう、違法営業に対しては、一切手を緩めることなく厳正に対処していきます。

今後とも、貴協議会が、業界の発展と健全化に向けて努力され、広く国民に受容される業態を確立されることを祈念いたしまして、私の話を終わりたいと思います。

御静聴ありがとうございました。

